

# 事業計画書

当財団は、公益財団法人として公益目的事業と収益事業を実施する。公益目的事業は①男女共同参画事業 ②男女共同参画センター管理運営事業 ③施設貸館事業（公益目的利用）の3事業を、収益事業は、施設貸館事業（公益目的外利用）を実施し、男女共同参画社会の形成に向けた県民への意識啓発や学習支援、家庭・地域・職場づくりの促進及び男女共同参画センターの管理運営等を行うこととする。

## 【公益目的事業】

### I 男女共同参画事業

男女共同参画の家庭・地域・職場づくりの促進及び学習支援や意識啓発等を行い  
男女共同参画社会の実現に寄与する事業

#### 1 男女共同参画に関する意識啓発及び交流の促進

##### (1) 男女共同参画に関する諸問題の総合的・実践的な調査研究

###### ①調査研究助成事業 (790千円)

県下各地の地域・生活課題等、男女共同参画に関する諸問題について総合的な調査研究を公募し、選定された調査研究に対し助成を行う。

公募対象	県内の個人・団体及び大学・専門学校等の研究機関
研究テーマ	先駆的、開拓的な調査研究を原則とするがテーマは自由
助成方法	公募後、審査委員会を経て原則として一研究を選定し70万円を限度に助成する。

##### (2) 男女共同参画社会づくりに関する意識啓発

###### ①えひめ男女共同参画フェスティバル開催事業 (1,563千円)

県民参画によるフェスティバルの開催で、男女共同参画に対する県民意識の高揚と推進を図る。実施内容については、基調講演のほか県内グループによるイベントを実施するなど、より親しみのあるフェスティバルとする。

実施時期	令和6年12月上旬（予定）
実施場所	愛媛県男女共同参画センター
実施内容	基調講演（兼エンパワーメントカレッジ公開講座） 企画イベント（公募採用による企画イベント） フリーイベント（応募グループによる展示・即売・出演等）

###### ②男女共同参画社会づくり推進イベント企画募集事業 (489千円)

男女共同参画をテーマに企画イベントを募集し、審査会で選出した優秀な企画は、えひめ男女共同参画フェスティバルの企画イベントとして開催し、選出グループ自らが運営することで、参画意識の向上や人材育成・ネットワークづくり等を行う。

公募対象	県内に在住、在勤、在学する者を主体としたグループ
募集時期	令和6年5月～7月（審査8月）
採用点数	4点程度
実施方法	企画グループの自主運営 財団による運営経費助成、実施場所の提供や広報支援等

### ③男女共同参画こらばねっとわーく開催事業 (607千円)

男女共同参画の理念を集中的に学習するため、大学等の教育関連機関や団体と共に開催し、連携・協働（コラボレーション）することにより、地域に根差した男女共同参画の視点や必要性を学び、参画をより現実的なものにしていくことを目的に実施する。また、県・市の連携として、松山市男女共同参画推進財団との共同事業開催に取り組む。

対象	一般県民
実施時期	令和6年6月～令和7年2月の間
実施場所	愛媛県男女共同参画センター
共催	(公財)松山市男女共同参画推進財団 (一社)愛媛助産師会ほか

### ④男女共同参画社会づくり推進県民大会開催事業 (785千円)

男女共同参画社会の実現を図るため、県民意識の高揚や自発的な活動を促進し県民総ぐるみの運動へと発展を図ることを目的に、愛媛県及び松山市男女共同参画推進財団との共催による事業を実施する。

対象	一般県民
実施時期	令和6年6月～12月の間（予定）
実施場所	愛媛県男女共同参画センター
事業内容	基調講演、対談 等

### ⑤えひめ女性財団情報発信事業 (686千円)

財団事業や研究成果等を広く県民に知ってもらい、男女共同参画社会づくりを推進するとともに、財団事業に対する県民の理解と関心を深めるため、財団だより「かがやき」の発行並びにホームページ・SNSによる事業の実施状況や県男女共同参画センター関連情報（実施講座、貸館、図書情報等）を随時発信する。

また、女性活躍推進の一環として、県内で活躍する女性団体・グループや法人・個人に関する情報を収集し、人材発掘・育成・活用を目的とした財団独自のネットワークの形成を図る。

えひめ女性財団だより「かがやき」の発行
発行時期 年1回（3月）
発行部数 1,500部（A4判、12ページ程度、カラー印刷）
財団ホームページ・SNSの運用管理

人材情報ネットワークの形成

## 2 男女共同参画の家庭・地域・職場づくりの促進及び学習支援

### (1) 男女共同参画の家庭・地域・職場づくりの促進

#### ①男性のための共同参画セミナー開催事業 (416千円)

県内の男性を対象にした財団主催の講演会、セミナー等を開催するほか、公募により各市町等と共に事業を行い、男性の意識改革や男女共同参画の家庭・地域づくりのための意識啓発を図る。

対象	男性、男女ペア
共催	開催市町、地域活動グループ、PTA等
実施時期	令和6年7月～令和7年2月
実施場所	県内4ヶ所程度
実施内容	セミナー、講演、実習等
定員	1事業につき 20～30名程度

## ②えひめ女性財団出前講座開催事業 (417千円)

財団職員がグループや職場等で開催する講演会、勉強会、研修会等に出向いて講演やワークショップを行い、財団が実施する各種事業や男女共同参画関連施策等についての理解を深め、併せて県民の意見等を財団運営に反映する。

実施回数	30回程度
テーマ例	少子高齢社会の地域づくり 人づくり 男女共同参画社会の実現に向けて ワークライフバランスのすすめ など

## II 男女共同参画センター管理運営事業

女性の社会参加の促進、能力の開発等を通じた男女共同参画の促進を図るための県の拠点施設である愛媛県男女共同参画センター（以下、「センター」という。）の管理運営を行う。

### 1 愛媛県男女共同参画センターの管理運営

（指定管理期間：令和6年4月1日～令和11年3月31日）

#### （1）各種の研修及び相談並びに学習機会の提供

##### ① 研修事業 (4,144千円)

男女共同参画センター及び県内各地でエンパワーメントカレッジを開講し、男女共同参画に関する学習機会の提供と参画への意識の高まりを図る。

事 業 名	エンパワーメントカレッジ
実施期間	令和6年6月～令和7年2月
実施講座	愛媛県の重点政策である女性活躍推進や困難女性支援など多様な課題を取り上げた啓発講座及び交流会等9講座程度と公開講座を実施 ※ハイブリッド型の講義も取り入れる
定 員	1講座 20～60名（公開講座は300名）

事 業 名	地域エンパワーメントカレッジ
実施期間	令和6年6月～令和7年2月
実施講座	地域の特性や課題を踏まえて地域間格差や研修機会の均衡等地域バランスに配慮した講座を実施
実施場所	県内6ヵ所（東予、中予、南予）
定 員	1会場 20名

事 業 名	男性のための共同参画セミナー開催事業【再掲】
対 象	男性、男女ペア
共 催	開催市町、地域活動グループ、PTA等
実施時期	令和6年7月～令和7年2月
実施場所	県内4ヶ所程度
実施内容	セミナー、講演、実習等
定 員	1事業につき 20～30名程度

##### ②相談事業 (2,604千円)

女性に関するさまざまな問題に専門的に応えるため、一般相談、心理相談及び法律相談からなる相談業務並びに配偶者暴力相談支援センターに関する業務を行う。また男性が抱える悩みなどの相談に対応するため、男性相談員による男性相談を実施する。

区分	相談曜日及び時間		担当者
一般相談	火～金曜日 土・日曜日	8：30～18：00 8：30～17：00	財団相談員
心理相談	月4回	13：00～17：00	臨床心理士
法律相談	月3回	13：30～15：30	弁護士
男性相談	第1水曜日及び第3土曜日 9：00～12：00、13：00～15：00		財団相談員 (男性)

#### (2) 情報の収集及び提供 (228千円)

図書情報資料室への新刊図書の購入や既存図書の整理及び管理のほか、男女共同参画に関する情報の収集・提供を行うとともに、市との連携事業の一つとして松山市男女共同参画推進センターとの図書の相互返却等を実施する。

#### (3) 女性の文化活動、地域活動等への援助 (31千円)

公的機関やグループ等が実施する男女共同参画関連の講座・セミナー等への講師紹介や企画運営面での助言、DV被害者対策への支援や助言等を行う。

また、男女共同参画センターロビーの常設展示コーナーを、グループ等の活動や発表・交流の場として無料開放し、県民参加による親しみやすい施設運営を行うとともに、地域参画を促進するための情報提供やネットワークづくりを支援する。

#### (4) 推進委員補助事業 (10千円)

愛媛県が設置する苦情処理機関（男女共同参画推進委員）の受付・補助を行う。

#### (5) 施設維持管理事業 (15,577千円)

空調や消防等の附属設備の保守点検や植栽地管理等を計画的に実施し、安全で快適な施設環境維持を図るほか、経年劣化が懸念される付属設備等を修繕し、施設の安全性及び施設利用者の利便性向上に努める。

### 2 性暴力被害者支援センター運営事業 (18,724千円)

性暴力被害者の尊厳を守り、心身に受けた被害の軽減、当該影響からの早期回復に資するため、性暴力被害者に対する専門の相談窓口機能として、必要に応じて、医療機関等への同行支援や弁護士・臨床心理士による専門相談等を実施する。

## III 施設貸館事業（公益目的事業及び収益事業に共通）

公益目的事業及び収益事業のための愛媛県男女共同参画センターの施設貸館事業

### 1 愛媛県男女共同参画センターの施設貸館事業

財団は、指定管理者として県男女共同参画センターの管理運営を行っており、業務の一つとして、男女共同参画の推進等公益目的での利用及びその他公益目的以外で利用する各種行事や集会等に必要な施設（多目的ホール等11施設）の賃借を行う。